

令和6年度小矢部市定住促進住宅取得助成金について

小矢部市では、定住人口の増加を図るため、市内に住宅を取得し居住している方に対し、助成金を交付します。

1. 助成対象

(1) 住宅取得

自らの居住の用に供するために市内において住宅を取得した者（住宅の所有者…登記書類で所有者に記載されている者）であって、当該住宅に入居し、住所を有する方に対して助成を行います。

- ・更地に住宅を新築した場合
- ・元の住宅を（全て）取壊し、同じ場所に住宅を新築した場合
- ・建売住宅を購入した場合
- ・中古住宅を購入した場合

(2) リフォーム工事

新たに住宅を取得し、当該住宅の増築、改築、模様替え、修繕又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事に対して助成を行います。

※申請及び交付時に、その住宅に現に居住しており、世帯全員の市税等に滞納がないことが条件となります。また、交付を受けた日以後3年以内に住所が変わる場合や市税等に滞納が生じた場合などには、助成金の全額を返還することが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

2. 助成金額

住宅（建物）の取得額+リフォーム工事額の10%（千円未満切捨）を助成します。区分に応じて限度額があります。

また、住宅取得日（※1）時点で中学生以下の子どもがいる場合に、児童加算（※2）があります。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 【例1】新婚者が市内にて住宅を取得した場合 | 上限100万円+児童加算 |
| 【例2】転入者が市内にて住宅を取得した場合 | 上限50万円+児童加算 |

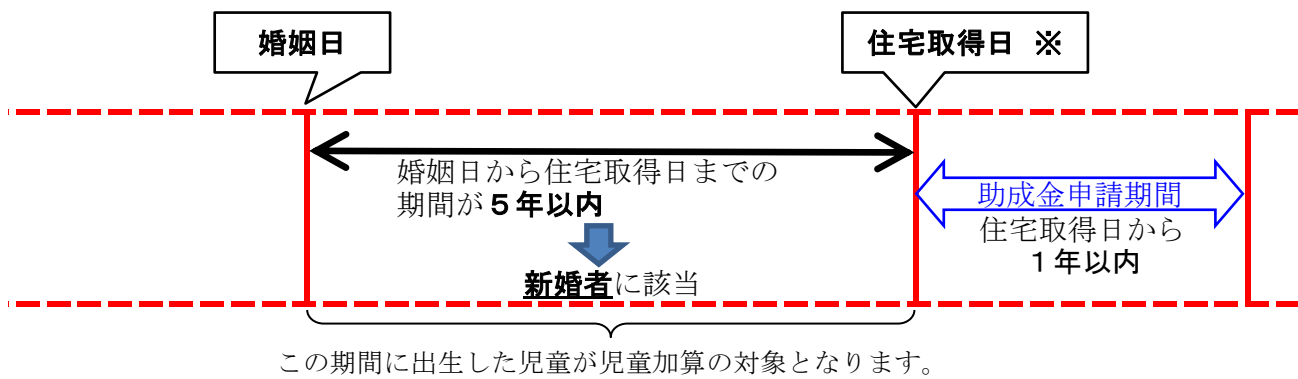
※1) 住宅取得日とは…

住宅を新築した者にあつては「建築工事完成の日」、住宅を購入した者にあつては「住宅を購入した日」、リフォーム工事をした者にあつては「リフォーム工事完了日」をいう。

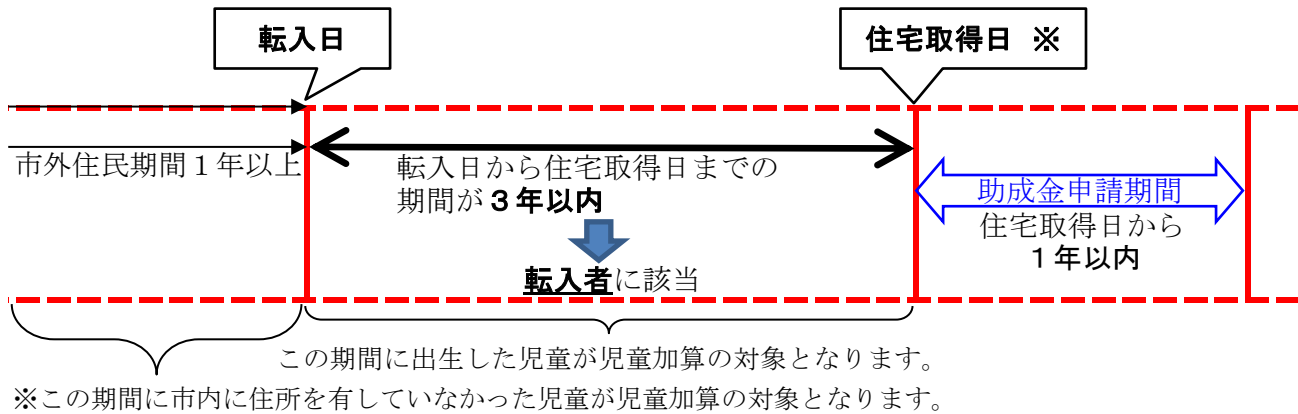
※2) 児童加算とは…

15歳未満の児童（住宅を取得した日以後の最初の3月31日までに15歳に達する児童を含み、転入者にあつては、転入の日以前に市内に住所を有していなかった児童又は転入の日以後に出生した児童、新婚者にあつては、婚姻の日以後に出生した児童に限る。）を監護し同居する場合、1人当たり10万円を加算することをいいます。

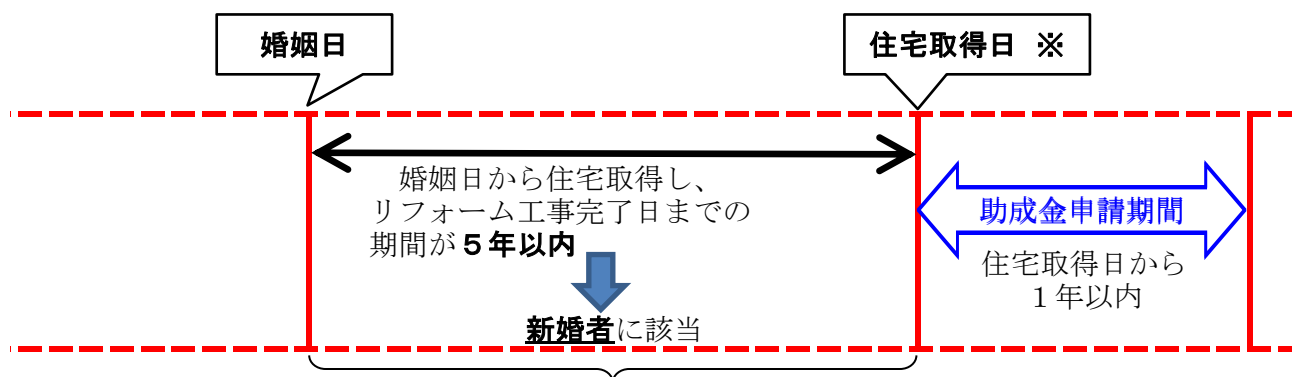
【例1】新婚者（婚姻届を提出した日から住宅を取得した日までの期間が5年以内の夫婦）が住宅を取得した場合



【例2】転入者（市外から転入し住宅を取得した日までの期間が3年以内で、かつ転入日より前1年間小矢部市に住所を有していなかった者）が住宅取得した場合

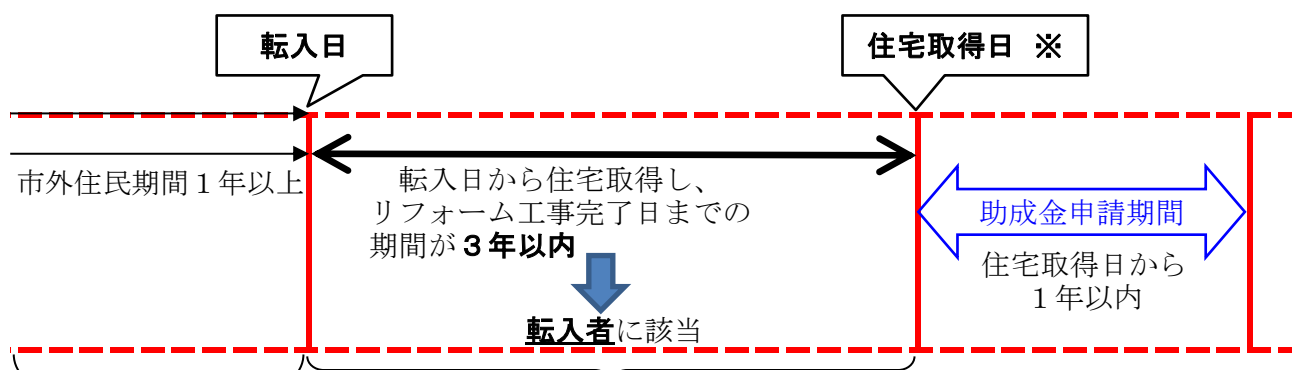


【例3】新婚者（婚姻届を提出した日から住宅を取得した日までの期間が5年以内の夫婦）が住宅を取得しリフォーム工事した場合



この期間に出生した児童が児童加算の対象となります。

【例4】転入者（市外から転入し住宅を取得した日までの期間が3年以内で、かつ転入日より前1年間小矢部市に住所を有していなかった者）が住宅を取得しリフォーム工事した場合



この期間に出生した児童が児童加算の対象となります。

※この期間に市内に住所を有していなかった児童が児童加算の対象となります。

※1 **住宅取得日**とは、住宅を新築した者にあつては「建築工事完成の日」、住宅を購入した者にあつては「住宅を購入した日」、リフォーム工事した者にあつては「リフォーム工事完了日」のことをいいます。

- 建築工事完成の日…建築基準法第7条の2第5項に規定する検査済証の「検査年月日」又は住宅の登記事項証明書の「原因及びその日付」のどちらか遅い方の日
- 住宅を購入した日…登記事項証明書の所有権移転の原因日
- リフォーム工事完了日…リフォーム工事完了証明書記載の完了日

3. 交付申請の期限と申請に必要な書類

住宅を取得した日（住宅を新築した場合は建築工事完成の日、住宅を購入した場合は住宅を購入した日）またはリフォーム工事完了日から1年以内に、申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。

区分	添付書類	備考	確認
全員	建物の登記事項証明書（写し）	表示登記の内容や、所有者について確認します。	<input type="checkbox"/>
	契約書（写し） …請負契約書、売買契約書など	①どの物件を②誰が③いくらで④いつ契約されたのかを確認します。 中古住宅を購入される場合は、土地と建物の内訳金額が分かるものもお持ちください。	<input type="checkbox"/>
	納税状況等の調査同意書 （様式第2号）	同一世帯の方全員分の住所、氏名を署名・捺印ください。お子さんの分は保護者の代筆で結構です。	<input type="checkbox"/>
転入	転入者の戸籍の附票（原本）	転入日より前1年以上小矢部市に住所がないことが確認できるもの。 本籍地で発行されます。	<input type="checkbox"/>
新婚	夫婦の戸籍謄本（原本）	婚姻の事実が確認できるもの。 本籍地で発行されます。	<input type="checkbox"/>
新築	建築基準法7条の2第5項に規定する検査済証（写し）	完成した住宅が建築基準法に適合したものであることを確認します。 ※検査済証中、(3)工事種別が「増築」である場合、建物の登記事項証明書の原因欄が「新築」と記載されている必要があります。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	リフォーム工事請負契約書の写し	工事請負契約されたか確認します。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	リフォーム工事内容及び費用の内訳が分かる書類	工事内容及び金額の内訳を確認します。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	補助対象工事に係る領収書の写し	支払の事実を確認します。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	工事の内容を明らかにする図面	工事する場所の確認を行います。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	リフォーム工事完了証明書 （様式第3号）	リフォーム工事が完了した日を確認します。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	リフォーム工事着工前の写真	着工前に、リフォーム工事を行う箇所の写真を撮影してください。	<input type="checkbox"/>
リフォーム	リフォーム工事完了後の写真	リフォーム工事を行った箇所の写真を撮影してください。	<input type="checkbox"/>

4. 手続きの流れ

交付申請書を提出する。



交付決定通知書が届く。（申請月の翌月中旬頃）



助成金が振込みされる。（申請月の翌月末日を予定）

<お問い合わせ・提出先>

〒932-8611 小矢部市本町1番1号 小矢部市役所 1階 定住支援課（平日8:30～17:15）

定住促進住宅取得助成金 Q & A

Q 1) 増築は対象となりますか？

A 1) 新たに取得した住宅の増築及び改修、リフォームは対象です。ただし、既に所有している住宅（親名義等を含む）の増築及び改修、リフォームは対象外ですが、住宅検査済証の工事種別が増築である場合においては、登記事項証明書の取得原因欄が新築である場合のみ、交付対象となります。

Q 2) 店舗は対象となりますか？

A 2) 店舗は対象となりません。

Q 3) 共有名義の住宅の場合は、誰が申請者となるのですか？

A 3) 建物の登記が共有名義の場合、その住宅に居住される方であれば共有名義人のどなたでも申請者となれます。ただし、助成金の交付は1住宅につき1回を限度としているため、申請できる方は1人だけです。

Q 4) アパートを建築したのですが、対象となりますか？

A 4) アパート等の賃貸住宅は対象となりません。

Q 5) マンションを購入したのですが、対象となりますか？

A 5) 自ら居住するために購入されたマンション（区分所有）は対象となります。

Q 6) 土地の取得は対象となりますか？

A 6) 土地の取得は対象となりません。

Q 7) 別荘は対象となりますか？

A 7) 別荘は対象となりません。

Q 8) 申請時期はいつまでですか？

A 8) 住宅を取得した日（住宅を新築した場合は建築工事完成の日、住宅を購入した場合は住宅を購入した日）または、リフォーム工事が完了した日から1年以内に、必要書類を添えて申請していただく必要があります。これを過ぎると申請資格が失われますのでご注意ください。

Q 9) 建築工事の完成の日とはいつのことですか？

A 9) 建築基準法第7条の2第5項に規定する検査済証の「検査年月日」、又は住宅の登記事項証明書の「原因及びその日付」のどちらか遅い方の日のことをいいます。

Q 10) 住宅を取得し、今日転入しました。妊娠6か月なのですが、児童加算はされるのでしょうか？

A 10) 取得した住居に入居した時点で同居・監護している中学生3年生までのお子さんが10万円の加算対象なので、妊娠中のお子さんは加算されません。

Q 11) 孫は児童加算の対象になりますか？

A 11) 児童加算は「15歳未満の児童を監護し、同居する場合」で、一般的に監護する者は父母とされているため、対象にはなりません。

Q12) 中古住宅を1千万円で購入し、妻と3歳の子供と一緒に転入しました。購入額の内訳が土地700万円、建物300万円でしたが、いくら助成されるのでしょうか？

A12) 転入者の方の場合、住宅の取得額の10%又は50万円のどちらか低い方の額が助成されることとなります。本件の場合、①と②を加算した額40万円が助成額となります。

〔 ①300万円×10%<50万円 → 30万円
②中学校3年生までの児童1人×10万円 → 10万円 〕

ただし、取得された建物の中に、住宅以外の建築物（工場、店舗、作業所、納屋、別棟の車庫など）が含まれている場合は、各々の建物の評価額によって取得額を案分することがあります。

Q13) 新婚で中古住宅を600万円（建物）で購入し、500万円かけてリフォーム工事を行いました。2歳の子供が1人います。この場合いくら助成されるのでしょうか？

A13) 新婚者の方の場合、住宅の取得額及びリフォーム工事額の合計の10%又は100万円のどちらか低い方の額が助成されることとなります。本件の場合、①と②を加算した額110万円が助成額となります。

〔 ①住宅取得額+リフォーム工事額 1,100万円×10%>100万円 → 100万円
②中学校3年生までの児童1人×10万円 → 10万円 〕

ただし、取得された建物の中に、住宅以外の建築物（工場、店舗、作業所、納屋、別棟の車庫など）が含まれている場合は、各々の建物の評価額によって取得額を案分することがあります。

Q14) 国の子育てエコホーム支援事業との併用は可能でしょうか？

A14) 併用可能です。
